

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年1月4日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和18年6月から19年6月1日まで
② 昭和20年2月2日から23年12月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、各申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和18年6月から20年2月までの期間、A株式会社B事業所に勤務していた。また、同年2月に出征した後も、同社から給与が支給されていたと父から聞いた記憶があり、復員後、会社に籍が残っていたが、家業を継ぐために23年12月2日に退職届を出した記憶がある。

各申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A株式会社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和19年1月4日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①のうち、同年1月4日から同年6月1日までの期間については、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、業務内容について、C業務に従事していたと供述しているところ、申立人が、申立期間①当時、同じ部局で同じ業務に従事していた

として名前を挙げた同僚3人は、当該期間に労働者年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は、労働者年金保険法による被保険者であったことが推認できる。

さらに、A株式会社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、当該事業所で労働者年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、回答があった一人は、「自分が勤務していた期間については申立人も勤務していた。申立人は、厚生年金保険（旧労働者年金保険）に加入していたと思う。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和19年1月4日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間におけるA株式会社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和18年6月から19年1月4日までの期間については、申立人が勤務していたとする事業所は、35年11月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等の所在も不明であることから、申立てを裏付ける関連資料及び供述が得られない。

また、昭和18年6月から勤務したとする根拠について、申立人から具体的な供述は得られず、同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を特定する供述は得られなかった。

さらに、当該期間について、労働者年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和18年6月から19年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、D県が発行する陸軍兵籍から、申立期間②の一部の昭和 20 年*月*日付けで入営し、23 年*月*日付けで復員したことが確認できる。

一方、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 20 年 2 月 2 日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、被保険者台帳には、喪失原因欄に「解雇」のゴム印が確認できることから、申立人は、被保険者資格を喪失後に入営したと推認でき、申立人の申立期間②のうち、同年 2 月 2 日から 22 年 5 月 2 日までの期間について、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定は適用されない。

また、申立期間②のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 23 年 12 月 2 日までの期間については、申立人が勤務していたとする事業所は、35 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等の所在も不明であることから、申立てを裏付ける関連資料は得られない。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上記回答のあった同僚は、「自分も昭和 19 年 9 月から出征した。」旨供述しているところ、当該同僚についても出征後の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立人から提出された自伝には、出征中に給与が支給されていたこと、また、復員後に退職届を提出したことに関する記載は無い上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる一人に対し、申立人の当該事業所での在籍状況及び厚生年金保険料控除の状況について照会したが、具体的な供述は得られず、申立期間②において、申立人が申立事業所に在籍し、保険料を控除されていたことをうかがうことができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月1日から39年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所（以下「B事業所」という。）における資格取得日に係る記録を38年9月1日、資格喪失日を39年3月21日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和37年4月1日から39年7月1日まで、B事業所において、供託金3万円を納めた上で正社員として勤務し、最後の2か月を除きC業務に従事したので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（以下「本社」という。）から提出された社会保険加入者台帳の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月1日から39年3月21日までの期間について、B事業所においてC業務に従事し、D健康保険組合に加入していたことが確認できる上、本社事務担当者は、「C業務担当者は厚生年金保険と健康保険の両方に加入させていた。健康保険組合と厚生年金保険の加入については、一体的に取り扱っていたので、申立人の場合も厚生年金保険に加入していたはずである。」旨供述しており、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚のうち、業務内容が申立人と同じC業

務担当であった者について、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じくC業務に従事していた同僚の資格取得時における標準報酬月額の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年9月から39年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月1日から38年9月1日までの期間及び39年3月21日から同年7月1日までの期間については、本社から提出された社会保険加入者台帳に申立人の氏名が見当たらない上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが確認できる者14人に対し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を照会したところ、10人から回答を得たが、当該期間について厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和37年4月1日から38年9月1日までの期間及び39年3月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 11 日から 56 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を 55 年 9 月 11 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 9 日から 56 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 55 年 9 月から 57 年 1 月まで継続して A 株式会社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は A 株式会社に昭和 55 年 9 月 11 日から 57 年 1 月 14 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者 14 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、8 人から回答があり、そのうち一人から、「自分は申立人を直接指導する立場にあった。申立人は、昭和 55 年 9 月から勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立人は正社員であり、試用期間は無かった。」旨の供述が得られた。

さらに、上記回答があった 8 人のうち、自身の勤務形態が正社員と回答した 5 人の雇用保険の加入記録を見ると、そのうちの 4 人は厚生年金保険の加

入記録と一致しており、他の一人についても、雇用保険の被保険者資格取得日の1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人のみが雇用保険の被保険者資格取得日から約5か月遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和55年9月11日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和56年2月1日の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和55年9月9日から同年9月11日までの期間については、申立人のA株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人を厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日（昭和48年1月5日）及び同資格の取得日（同年2月2日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月5日から同年2月2日まで
社会保険事務所（当時）に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、申立期間は、C株式会社に派遣され、船舶Dに乗船していた。A株式会社には、昭和43年4月に入社し、56年2月まで継続して在籍していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している船員手帳から、申立人は申立期間においてC株式会社が所有する船舶Dに乗船していたことが確認できるとともに、A株式会社の後継事業所であるB株式会社が保管する就労記録により、申立人は申立期間において同社との雇用契約が継続し、C株式会社に派遣されていたことが認められる。

また、申立期間に申立人と一緒に船舶Dに派遣された同僚は、「申立人と一緒に船舶Dに乗船していた。申立人と同様に自身の船員保険の加入記録も確認できなかったため、他県において年金記録確認の申立てをしている。申立期間の後に再度船舶Dに乗船しているが、その期間については、A株式会社で船員保険の適用とされている。」旨回答しているところ、同人の申立てについては、平成22年*月*日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあ

っせんが行われている。

さらに、B株式会社では、「就労記録により、申立人は、昭和43年4月1日から56年2月20日まではA株式会社に在籍していたことが確認でき、その間の船員保険の加入記録が欠落することは考え難い。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年12月及び48年2月のA株式会社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和48年1月の船員保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成17年4月28日の標準賞与額を9万5,000円、同年11月30日の標準賞与額を40万円、19年7月2日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月28日
② 平成17年11月30日
③ 平成19年7月2日

私は、申立期間にA事業所に勤務し、申立期間①、②及び③の期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所から提出された賃金台帳及び申立人が保管していた賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は9万5,000円、申立期間②は

40万円、申立期間③は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出せず、保険料を納付していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和55年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月21日から同年12月21日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間はB株式会社C事業所に勤務しており、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社(昭和55年11月21日にD株式会社からB株式会社C事業所に異動)に勤務していたと認められる。

また、A株式会社から申立人の申立期間について、「人事異動による喪失・取得に際し、手続遅延により取得日を誤って届け出た手続誤りである。正しい資格取得日は昭和55年11月21日である。」旨の文書が提出されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和55年12月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社から提出された文書において、「手続遅延により取得日を誤って届け出た手続誤り」としていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 55 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 62 年 6 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 55 年 12 月に会社を退職した後、弟から国民年金の加入手続を勧められ、56 年 1 月ごろ、A 市役所の窓口で弟にその手続をしてもらった。

また、申立期間の国民年金保険料については、弟名義の銀行の預金口座から自動振替により納付されたはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月 17 日に社会保険事務所から A 市に払い出されたことが確認できることから、申立人は、当該払出日以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、これを前提とすれば、A 市に払い出された時点で、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、これまでに交付を受けた年金手帳は所持する一冊のみであるとしている上、戸籍の附票によると、申立期間の前後を通じて、A 市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和 56 年 1 月ごろ、A 市役所の窓口で、弟から国民年金の加入手続をしてもらい、申立期間の保険料については、弟名義の銀行

口座から自動振替により納付されたはず。」と主張しており、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その弟から、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況について聴取しようとしたが、協力が一切得られず、申立内容を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 2 月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。
しかし、私は、職業訓練期間中に失業手当の中から国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月に会社を退職した後、A 市役所で国民年金に加入し、納付書で保険料を納付した記憶があるとしているが、保険料の納付金額、納付月数については記憶が定かでないとしており、国民年金保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

また、オンライン記録上、申立人の年金加入記録は厚生年金保険のみであり、申立期間及び申立期間の前後の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、A 市役所では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いとしている上、申立人は、昭和 55 年 9 月以降、A 市以外に住所の異動がないことから、申立人に対し、A 市以外で手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、20 歳になったとき、自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になったときに自分で国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月 29 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続きはこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の大部分が時効により納付できない期間である上、申立人は申立期間のすべての保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市が保管する「国民年金加入状況連絡票」（電子データ）でも申立期間は未納とされており、国民年金被保険者台帳の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても国民年金の加入時期及び保険料の納付状況等の記憶が定かではなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私の母名義の銀行口座から口座振替で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料は、私の母名義の口座から口座振替で納付していたはず。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立期間当時、申立人の国民年金保険料口座振替の方法は毎月納付（納付期限に振替）となっていることが確認できるが、申立人の国民年金保険料が口座振替されていた普通預金口座異動明細（平成15年1月6日から同年9月30日まで）を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は毎月口座振替されているものの、申立期間の国民年金保険料は口座振替されていないことが確認できる。

また、申立人自身が申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付してくれていたとする母親から聴取しても、申立人の保険料を口座振替以外の方法で納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 10 月まで
③ 昭和 38 年 4 月から同年 10 月まで
④ 昭和 39 年 4 月及び同年 5 月

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に季節雇用でA事業所に勤務し、B業務を行っていた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人の勤務に関する具体的な記憶及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、同事業所の後継事業所に対し、各申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、「季節労働者を厚生年金保険に加入させるかどうかの取扱いは、各事業所の判断で行われていたようであるが、当時の関係資料が残されておらず詳細については不明である。」旨回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び供述等は得られなかった。

また、当該後継事業所の上部に当たるC事業所に対し、申立期間に係る関

係資料の有無について照会したところ、「各事業所から当事業所に移管された人事関係資料は、正社員の履歴がある者のみである。」としており、申立てを確認できる関係資料は得られない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 17 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を照会したところ、5 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 7 人（4 人は死亡）のうち 4 人は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無く、いずれも当該期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、このうち所在が確認できた一人は、「申立人が申立期間当時、勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。また、当時の現場では、どのような人が厚生年金保険の加入対象だったのか分からないが、私のほかにも厚生年金保険に加入していなかった人が複数いた。事業所から加入の希望を聞かれたことも無かった。」旨供述している。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険被保険者整理番号に欠番は見られず、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和51年10月1日から52年5月1日まで
③ 昭和63年10月1日から平成元年8月1日まで
④ 平成5年10月1日から6年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、各申立期間について、前後の標準報酬月額から見ると、各申立期間の標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和45年4月にA株式会社本社からB事業所に転勤し、職責が転勤前よりも重くなっているのに、標準報酬月額が減額されているとして申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとする事業所は、昭和47年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から回答を得ることはできない上、元経理担当者から聴取を行うも、「本社とB事業所では給与体系は違っていたように思うが、詳しいことは覚えていない。」旨回答していることから、申立てを裏付ける関連資料は得られなかった。

また、厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人の健康保険被保険者整理記号番号の前後約30人の被保険者記録を検証したところ、申立人と同時期にA株式会社本社からB事業所に転勤している同僚二人が確認できるが、当該同僚と申立人の標準報酬月額は大

大きく異なっており、役職が相違していると推認できることから、当該同僚の記録から、申立人の主張を検証することはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとする株式会社Cは、昭和 56 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び関連会社の担当者は、「申立期間当時の関連資料は無く不明である。」としており、申立てを裏付ける関連資料は得られなかった。

また、厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間②に係る標準報酬月額は、昭和 51 年 10 月に定時決定されている。当該決定は、通常は同年 5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた報酬の総額を 3 月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定するが、申立人の場合、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得したのが同年 4 月 26 日であり、入社時の標準報酬月額は、採用時の俸給に、この先見込まれる残業手当等を加算して決定することから、その後、実際の報酬が当初の見込みより少なければ、申立期間②に係る標準報酬月額が入社時よりも減額されていても不自然とは言えない。

加えて、申立人の前後に被保険者資格を取得した同僚 19 人の記録を検証したところ、申立人と同様に取得時の標準報酬月額に比べて定時決定が減額されている者は確認できないものの、5 人については、昭和 52 年 5 月から同年 10 月の期間に、改定又は定時決定で標準報酬月額が減額されており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人が勤務していたとするD株式会社では、申立人の厚生年金保険の届出等について、「申立期間当時の関連資料は残っておらず、不明である。」としており、申立てを裏付ける関連資料は得られなかった。

また、オンライン記録上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間③及び④に係る標準報酬月額は、各年度の 10 月に定時決定されている。当該決定は、通常では同年 5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた報酬の総額を 3 月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定することから、当該期間に係る申立人の残業手当等が従前よりも減少した場合は、それに伴い標準報酬月額が減額されていても不自然とは言えない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の前後に被保険者資格を取得した同僚 12 人の記録を検証したところ、昭和 63 年 10 月（申立期間③）から平成 5 年 10 月（申立期間④）の期間において、定時決定又は改定において標準報酬月額が減額されている者が 7 人いることから、申立人の標準報酬月

額の記録のみが、不自然である状況はうかがえない。

- 4 各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほか、各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。